

支援措置（メリット）を受けるための 手続き等のご案内

—令和6年4月1日—

➤ はじめに

川崎市では、産業競争力強化法に基づき、川崎市創業支援等事業計画の認定を受けています。この計画において、「特定創業支援等事業」として位置づけられた事業を受け、出席回数等、各事業で既定の修了条件を満たした方には、いくつかのメリットがあります。これらのメリットを受けるためには、川崎市による「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明」の発行が必要となりますので、各事業終了後、川崎市に申請を行ってください。

Step 1

認定を受けた
「特定創業支援等事業」
を受講・修了

Step 2

川崎市へ「特定創業支援等
事業による支援を受けたこと
の証明」に関する申請を
行う

Step 3

各メリットを受けるために
それぞれの窓口へ証明書を提出

➤ 証明書発行対象となる方

認定を受けたセミナー等のプログラムを受講・修了した方のうち、以下のいずれかを満たす方のみが対象となります。

● 現在事業を営んでいない個人で、これから創業を行おうとする者

● 創業後5年未満の個人または法人

※ 2社目の創業の場合、対象外です。

(事業承継した2代目代表等も経営に携わっている場合は創業したとみなすため、対象外となります。)

➤ 特定創業支援等事業を受けることによるメリット

- I. 会社設立時の登録免許税の減免
- II. 創業支援資金の申し込み要件緩和
- III. 日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ
- IV. 小規模事業者持続化補助金における創業枠の補助上限の増額

それぞれのメリットの詳細は次のページへ⇒

I 会社設立時の登録免許税の減免

創業前又は創業後5年未満の個人が会社を設立する場合は要件となります。

株式会社又は合同会社は資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免となります。

(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円の減免)

注1：会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。

注2：特定創業支援等事業により支援を受けた者のうち、会社設立後の者が組織変更を行う場合は登録免許税の軽減を受けることができません。

注3：本市が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合又は会社を設立する場合には、登録免許税の軽減措置を受けることができません。

法人登記については法務局へお問合せください。

法務局HP <https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

※川崎市で法人登記する場合は横浜地方法務局が管轄となります。

横浜地方法務局HP <https://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>



法務局HP



横浜地方法務局HP

II 創業支援資金の申し込み要件緩和

通常、事業開始の1か月若しくは2か月前から申し込みを受け付けるところ、具体的な事業計画があれば**6か月前から利用することが可能**です。川崎市中小企業融資制度では、「アーリーステージ対応資金」、「女性・若者・シニア起業家支援資金」「スタートアップ創出促進資金」が対象資金となります。

●アーリーステージ対応資金について

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017816.html>



●女性・若者・シニア起業家支援資金について

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000017473.html>



●スタートアップ創出促進資金について

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000149029.html>



※本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合であっても、創業支援資金の申し込み要件緩和活用することができます。

III 日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の 貸付利率の引き下げ

日本政策金融公庫の融資制度である「新規開業支援資金」において、貸付利率の引き下げの対象として利用することが可能です。

※本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合には、措置を受けることができません。

●新規開業資金について（日本政策金融公庫ホームページ）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/01_sinkikaigyoun_m.html



IV 小規模事業者持続化補助金における 創業枠の補助上限の増額

小規模事業者持続化補助金は、小規模事業者が自社の経営を見直し、自らが持続的な経営に向けた経営計画を作成した上で行う販路開拓や生産性向上の取組を支援する制度です。

※本市が交付する証明書をもって、他の市町村で創業する場合にも、対象となります。

※詳細は下記サイトをご確認ください。

●小規模事業者持続化補助金について
(商工会議所地区 小規模事業者持続化補助金事務局ホームページ)

<https://s23.jizokukahojokin.info/>



➤ メリットを受けるための手続き

- ①特定創業支援等事業を受け、出席回数等、各事業で既定の修了条件を満たす。
1か月～数か月程度の日数を要します。（受講する事業により期間は異なります）
- ②特定創業支援等事業の主催者から「修了証(又は推薦状)」を発行してもらう。
- ③川崎市へ「特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明」に関する申請をする。

ア オンライン申請の場合（推奨）

・次の申請フォームから申請してください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/547905>

・必要書類：すべての方が必須⇒②で発行された修了証（又は推薦状）

対象の方は必須 ⇒創業後の個人の方：税務署受付印が押印された開業届又はその写し
法人設立済の方：法人成立の年月日の記載のある
会社・法人の登記事項証明書又はその写し

イ 窓口・郵送での申請の場合

必要書類をご準備のうえ、下記に郵送いただくか窓口までご提出ください。

〈ご郵送・ご提出先〉

川崎市経済労働局イノベーション推進部

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎9階

必要書類：すべての方が必須⇒**証明に関する申請書**、②で発行された修了証（又は推薦状）

対象の方は必須 ⇒創業後の個人の方：税務署受付印が押印された開業届又はその写し
法人設立済の方：法人成立の年月日の記載のある
会社・法人の登記事項証明書又はその写し

※「証明に関する申請書」は右記よりダウンロードできます。

川崎市特定創業支援等事業については
下記ホームページもご参照ください

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000061862.html>



※証明書の発行は無料ですが、申請書を提出してから**証明書の発行までは1～2週間**かかりますのでご注意ください。

※証明書は、特定創業支援等事業による支援を受けたことを証明するものであり、利点を受けることを保証するものではありません。

➤ メリットを受けるための手続き

④各メリットの窓口へ川崎市から発行された証明書を添付書類として提出する。

I 会社設立時の登録免許税の減免

法人登記は法務局へお問合せください。

法務局HP

<https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/index.html>

※川崎市で法人登記する場合は横浜地方法務局が管轄となります。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/yokohama/>



法務局HP



横浜地方法務局HP

II 創業支援資金の申し込み要件緩和

各金融機関※でお申込みください。

※取扱金融機関 <https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000066365.html>

III 日本政策金融公庫「新規開業支援資金」の貸付利率の引き下げ

日本政策金融公庫のお近くの支店にてお問合せください。

<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>

(日本政策金融公庫店舗案内)



IV 小規模事業者持続化補助金における創業枠の補助上限の増額

事業所が存在する地域の商工会議所にて手続きを行ってください。

川崎市に事業所のある方は下記より対象の支所をご確認ください。

<http://www.kawasaki-cci.or.jp/about/access.html>



川崎市特定創業支援等事業一覧

事業名	実施機関	基本の修了条件	お問い合わせ
かわさき店舗出店支援プログラム NOREN	川崎市経済労働局観光・地域活力推進部 商業・サービス業振興担当	全講座の6割以上を受講	TEL : 044-200-2328 FAX : 044-200-3920 Mail : 28syogyo@city.kawasaki.jp
女性起業家ビギナーズ向け 起業プラン作成支援講座	川崎市男女共同参画センター (すくらむ21)	講座を全て受講	TEL : 044-813-0808 FAX : 044-813-0864 Mail : scrum21@scrum21.or.jp
ソーシャルビジネス起業スクール	Kawasaki-NEDO Innovation Center	講座を全て受講	TEL : 044-201-7020 Mail : info@k-nic.jp
K-NIC起業相談プログラム	Kawasaki-NEDO Innovation Center	K-NICへの会員登録を行い、本プログラムへの参加を許可されたうえで、1か月以上にわたり、K-NICのマネージャーや起業経験者、各種専門家等によるアドバイスや販路開拓支援等を所定の回数以上受け、本プログラムにより策定したビジネスプランに対するプレゼンテーション審査を受ける	TEL : 044-201-7020 Mail : info@k-nic.jp
かわさき起業家塾	(公財)川崎市産業振興財団	全講座の6割以上を受講	TEL : 044-548-4143 FAX : 044-548-4146 Mail : center@kawasaki-net.ne.jp
かわさき起業家オーディション	(公財)川崎市産業振興財団	受賞者のうち、ブラッシュアップを4回以上受ける	TEL : 044-548-4163 FAX : 044-548-4151 Mail : audition@kawasaki-net.ne.jp
ビジネスイノベーションスクール	(株)ケイエスピー	全講座の6割以上を受講	TEL : 044-819-2001 FAX : 044-819-2009 Mail : bis@ksp.or.jp
インキュベーション事業	(株)ケイエスピー	施設に1か月以上入居し、インキュベーションマネージャーによるアドバイス等を4回以上受ける	TEL : 044-819-2001 FAX : 044-819-2009 Mail : incu@ksp.or.jp
インキュベーション事業	明治大学地域産学連携研究センター	施設に1か月以上入居し、インキュベーションマネージャーによるアドバイス等を4回以上受ける	TEL : 044-934-7251 FAX : 044-934-7252 Mail : cii@mics.meiji.ac.jp
起業セミナー・インキュベーション事業 (川崎アントレサロン)	銀座セカンドライフ(株)	セミナー(動画視聴)または経営相談等の支援を1か月間程度継続して受ける	TEL : 0120-08-4105 Mail : toiawase@entre-salon.com
オンライン創業支援セミナー 「みらい海図」	(株)横浜銀行	講座を全て受講	TEL : 0120-58-4580 Mail : boyblp@hamagin.co.jp

※各事業の対象者等を知りたい場合は川崎市ホームページをご覧ください

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000061862.html>



川崎市経済労働局イノベーション推進部

創業担当